指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

届出先　札幌市水道事業管理者

年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |

**１　指定給水装置工事事業者の業務内容**

直近の「冬のくらしガイド」への掲載に関するアンケートへの回答と内容に変更がない場合は、アンケート回答用紙の写しを添付し、次の□に✔を付けてください。（回答用紙の写しがあれば、（1）～（2）の記載は不要です。）

□以下は別添のとおりのため、記入しない

(1)　指定給水装置工事事業者一覧（全事業者）の掲載について

|  |
| --- |
| ①　対応している給水装置の工事内容を教えてください。（該当するものに〇）　※複数回答可 |
| **【　新 設　・　改 造　・　撤 去　・　修 繕　】** |
| ②　営業時間　　（例）午前８時～午後５時　（例）２４時間　等 |
| （営業時間が修繕対応時間と異なる場合は、別途、修繕対応時間も記入してください。） |
| ③　休業日　　（例）土・日・祝日　（例）隔週土曜日・日 |
|  |
| ④　夜間等緊急時の連絡先 |
| （掲載しない場合は、未記入で構いません。掲載する場合は、確実に連絡が取れる電話番号を一つ記入願います。） |
| ⑤　札幌市公式ホームページの全事業者名簿にて公表しても良い項目に丸をつけてください。　※複数回答可 |
| **【　A対応工事内容　・　B営業時間　・　C休業日　・　D緊急連絡先 　】** |

(2)　修繕工事を行う指定給水装置事業者名簿の掲載について

上記①で、修繕工事の対応をしていると回答した方に伺います。（修繕対応を行ってない場合記載不要）

|  |  |
| --- | --- |
| ⑥　札幌市公式ホームページの**修繕工事施工指定事業者名簿に掲載を希望**しますか。（上記②～③及び下記⑦～⑨についてはすべて公表となります。また、これらの記載がない場合は名簿に掲載できません） | **【 はい ・ いいえ 】** |
| ⑦　一般修繕（水抜栓のパッキン取替え等の一般的な修繕）を施工しますか。 | **【 はい ・ いいえ 】** |
| ⑧　漏水修繕（埋設管等の漏水修理）を施工しますか。 | **【 はい ・ いいえ 】** |
| ⑨　凍結修繕（凍結解氷）を施工しますか。 | **【 はい ・ いいえ 】** |

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに札幌市水道局にその旨を届け出るようお願いします。

**２　札幌市水道局または日本水道協会等が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去５年以内）**

|  |
| --- |
| 受講年月日　　年 　月 　　 日 ・ 未受講  未受講の場合、その理由 （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **３　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）**  ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。  ・自社内研修については、研修会名（実施団体）欄に、研修内容を記載してください。  ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。   |  |  | | --- | --- | | ※研修に含まれるべき事項  ① 水道法（給水装置関連）  ・給水装置工事主任技術者の職務と役割  ・給水装置の構造及び材質 | ②　給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報  ③　給水装置の事故事例と対策技術  ④ 給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法） | |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 受講者名 | 研修会名（実施団体） | 受講年月日 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  |  |  | | --- | | 水道法施行規則  **第36条**　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| **４　過去1年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況(下請け等も含む)**  ・資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。  ・過去一年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。  ・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。  ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。   |  | | --- | | ※保有資格等の例   1. 水道事業者等によって行われた試験等による資格（配管工、その他類似の名称のものを含む） 2. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士 3. 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者 4. 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者   　　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定） | |
| □「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 技能を有する者の  氏名 | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 保有している資格等 | 工事  年度 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | | --- | | 水道法施行規則  **第36条**法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 | |